

内部統制システムの構築とは何か—セイクレスト事件

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは必ずしも一致致しません。

・ 事件の概要

JASDAQ 上場の不動産会社セイクレストの社長による会社資金の違法な出金事件で、破産管財人が、非常勤監査役(公認会計士)X に対して、任務懈怠を理由とする損害賠償請求権の額を8,000万円とすることを求める「役員責任査定」案件について、破産裁判所は、Xの責任につき、責任限定契約(会社法427条)を適用して648万円(報酬の2年分)と査定したところ、管財人、X双方からこの決定に対して異議が出され、訴訟に持込まれたものである。

なお、破産管財人が、非常勤の監査役 X に絞って訴訟を提起したのは何故か。確かに監査役会の職務分担で監査役 X は経営管理本部管掌業務を担当することになっており、従って内部統制システムの構築も管轄であると推測され、それを怠った監査役 X の義務違反であると判決文は述べているが、どうやら、社長ら取締役や X を除く監査役らは、管財人から破産法に基づく役員査定の申立てがなされ、その査定の決定後に責任を認めて和解に応じたとのことである(注1)。

同社は、平成21年3月末に債務超過に陥り、上場廃止のおそれがある中で、代表取締役社長 A (以下社長) が資金繰りのために、第三者割当増資(中には違法な増資案件もあった)で得た資金を、使途の明確でない約束手形の振出や出金を繰り返し(その中には、取締役会の決議を経ずに実施されることも多かった)、平成23年5月に破産した。

大阪地裁は、社長が違法な出金を繰り返していたのだから、3回目の第三者割当増資で会社に入金があった場合も、違法な出金が行われることを予見できたはずであり、監査役 X は、それまで、取締役会で「出金に疑義ある」「反対である」又は「今後もこのような出金を行うならば覚悟がある(監査役全員の辞任)」といった「意見」を述べていたことは評価するにしても、それでも社長はこれを無視していたのだから、一歩進んで自ら日本監査役協会のひな形に準じて定めた同社の「監査役監査基準」に従って違法な出金を防止するための「勧告」をすべきであるところ、これを怠っていたと結論した。但し、監査役は意見を表明するなど不当な行為が行われないようにそれなりの活動をしていたと認められるから善管注意義務違反の程度は著しいと評価することは酷だとし、責任限定契約を適用し、監査役報酬の2年分の648万円に限定することを認めた(平成25・12・26大阪地裁判決)。

この判決に対して監査役 Xからは、監査役としての義務を果たしていたとし決定の取消しを、管財人からは 648 万円ではなくあくまで 8,000 万円を主張し、双方が控訴していたが、5 月 21 日に大阪高裁が、双方の控訴を棄却（一審をおおむね支持）する旨の判決を下した。ここに監査役にとって重要なテーマが出てきたので、紹介する。

・ 裁判所の判断

一審では、違法な出金の防止するために監査役として具体的に次の 2 つを勧告すべきだったとしている。それは (1) 内部統制システム（リスク管理体制）の構築 (2) 社長解職のための取締役会の開催若しくは解任のための臨時株主総会の招集である。

この 2 つが何故、できなかったのか、二審ではその間の事情が明らかにされた。

(1) 内部統制システム（リスク管理体制）の構築がなぜされなかったのか

違法な出金は、主として、約束手形の振出によって行われていた。そこで、会計監査人は「手形取扱規定」を設けるように指摘し、これを受けて社長は平成 22 年 11 月 15 日の取締役会にて提案し、取締役会はこれを承認可決した。その内容は通常の営業活動による出金以外は、取締役会の決議がないと手形の発行は認めない、というものであった。これこそ内部統制システムの構築である。ところが制定された翌日の同年 11 月 16 日から、取締役会の承認決議を経ないまま、社長は多額の約束手形を振出すに至り、同年 12 月 7 日の取締役会でそれが明らかになった。

では、社長は規程違反をしたのか？ 実はなんと「手形取扱規定」施行日は平成 23 年 1 月 1 日であった。判決文は、即日施行することが必要であった、としている。

監査役会は「約束手形の振出については、監査役会への報告なく進められたものであり、事前に監査役会への報告を確実に履行するよう」要請していた。判決は、このような要請では、無視される恐れがあることは分かっていたのだから、「手形取扱規定」は「即日施行」するよう「勧告」すべきだった、ということである。

ところで、第 3 回目の株主割当による新株発行が平成 22 年 9 月 15 日の臨時取締役会で決議され、同年 12 月 29 日、4 億 2,000 万円が入金された。使途については、同年 12 月 20 日開催された取締役会で、金融機関への返済や未払諸経費・給与の支払に 2 億 7,000 万円、残りは今後の運転資金に充てるとの資金計画が了承されたが、社長は入金された数時間後に、来社した第三者に 8,000 万円を交付した。今回は手形ではなく現金の手渡しであった。取締役会の決議もなく使途不明である。

監査役 X は、「資金調達に奔走していた社長が、違法かつ不当な資金流出を、しかも入金の数時間後に行うことは予見できなかった」と述べている。

判決文は、監査役 X は少なくとも同年 12 月 7 日時点で、社長が、違法な出金を繰り返すことが予見できたはずであり、とすれば、「手形取扱規程」の即日実施はもとより、「手形取扱規程」に準じた「現金・預金の管理規程」を制定し、日常的な支払程度の金額を超える出金については取締役会の承認なしにはできないように規定し、即日施行するよう「勧告」すべきであったと述べ

ている。

(2) 社長解職のための取締役会の開催がなぜできなかったのか

実は、取締役らは、平成 22 年 6 月及び 11 月の 2 回、社長の解職を具体的に検討したものの、同社は社長個人が実質的に支配する会社であり、社長が代わっても株主や取引先が付いてくる保証はないし、後任者もないことから解職措置を取らないという判断をしたとのことである。監査役はたとえ解職すべしとの「勧告」をしても、取締役らがこれに従う可能性はないとの判断で、「勧告」はしていない。それでも、判決文は「勧告」すれば解職される可能性はあったのだから、「勧告」すべきだったという。

なお、違法行為差止請求も監査役に与えられた重要な権限であり、管財人は、監査役 X が、「取締役会の決議なしに、同社を代表して、1,000 万円以上の金額の債務負担行為又は弁済行為を行ってはならない」旨の仮処分命令の申立をすべきであった、と主張したが、判決文は、内部統制システムの構築の勧告及び社長の解職についての勧告によって、かなりの効果を上げることができたと考えられるので、たとえ、差止請求しなかったとしても義務違反にはならない、としている。

・私のコメント

最後に、この監査役 X は、「比較的良くやっている」にしては、厳しい判決だと個人的には思う。

監査役監査基準に則って「勧告」していないことで責任追及されるのであれば、日本監査役協会の監査役監査基準を「内部規程化」しないという後ろ向きの動きに繋がるおそれがある、また、同基準は「ガイドライン」あるいは「モデル」にすぎず、それを監査役の法的義務とするのは行き過ぎであるなどの意見がある一方で、同基準を前向きに捉え、同基準に沿った監査活動を行えば、特段の事情のない限り、法的責任は生じないと解してよいとの見方もある（注2）。

それはそうとして、一審、二審通じての判決の意味するところは非常に重要で、監査役はただ取締役会で意見を述べ、「あとは執行側の問題」ということでは済まされず、意見が無視された場合は、執行権はなくとも、会社法で与えられた権限を行使して、違法行為や重大な損失を防止するために「具体的な策を勧告」し、「具体的な行動」を起こさなければいけないということである。そこまで、判決は監査役に期待しているのである。

高裁判決の意味するところは、内部統制システムについて、監査役の認識を変えなければいけないということである。つまり、具体的な重大なリスクが存在する場合は、そのリスクを除くために、規程を整備したり、マニュアルを作成したり、組織を見直したり、そういう具体的な「内部統制システム」を構築するよう「勧告」しなければいけない、これを怠った監査役は任務懈怠責任が問われるということである。

また、社長解職の「勧告」をすべきだったとの判決は正論かもしれない。しかし、資金的に追い詰められ、倒産の危機にある会社の現実に直面したとき、社長一人で持っていた会社、しかも、交代者の候補も見つからない時に、社長を切る決断は極めて難しかったと推察する。とはいえ監

査役は、切るという辛い決断をしなければならない時があるということである。

なお、本事件で見る限り、監査役は会計監査人と連携し、会計帳簿等の監査によって、社長の違法な行為を確認した上で、「違法行為差止請求」を早い段階で出すべきではなかったか、この方が「勧告」や「社長の解職」よりも有効ではなかったのではなかろうかと私は思う。(2015.7.10
2016.8.6 改定)

(注1) 法律時報 86 卷 12 号 塩野隆史「セイクレスト監査役責任追及訴訟（第一審）の検討」

(注2) 金融・商事判例 No.1496 尾崎安央「セイクレスト役員責任査定決定異議申立事件控訴審判決」を参考に纏めた。